

豪農堀米家の経営と相続（一）

岩田浩太郎

はじめに

本稿は、羽州村山郡松橋村上組沢畑の「堀米四郎兵衛家の四代当主の「遺書」を素材に、同家の経営発展と財産相続のあり方について考察するものである。

明治六年立附米調査によれば、村山郡には立附米二〇〇〇俵以上の大地主が九家存在した。堀米家は立附米二二四五俵であり、同郡全体では第五位に位置した。¹⁾

天保一四年（一八四三）に堀米家の四代四郎兵衛は逝去した。四代四郎兵衛は多角的に経営を展開し同家を大規模豪農に成長させた人物である。「遺書」には同家資産の概略とその飛躍的な増大が記述されており、四代の家督期（寛政末～天保末）における経営発展の概要を把握しうる。また、「遺書」は堀米家カマエ（本家―分家）の形成と

財産分与のあり方もあきらかにするものであり、天保期の大規模豪農の相続実態を説明する一素材として興味深い。さらに「遺書」には、四代四郎兵衛をとりまく様々な人間関係が凝集され反映されてもいる。同家を中心とした社会関係の考察にとっても貴重な素材である。

以下、「遺書」の考察を通じて天保期における堀米家の経営と相続に関する基礎的考察をおこないたい。

一 「遺書」の構成と内容

1 「遺書」作成の経緯

四代四郎兵衛は安永三年（一七七四）頃に生まれ、寛政一二年（一七九九）に家督を継ぎ、天保元年（一八三〇）に堀米家歴代で初めて松橋村上組の名主に就任した。天保五年（一八三四）に四代四郎兵衛は「四郎兵衛儀老年に相

成、殊に折々持病差起り歩行不行届」という状態であるとして、悴喜内に見習名主役を命じてほしいと願ひ出ている（これは認められず天保九年にも同様の出願を、喜内の見習名主役就任が認められた）。また、天保一三年一月にも老齡・病身を理由に名主退役願を寒河江代官役所へ提出したが認められず、結局死去まで名主役にあつた。「遺書」を書いた天保一四年には数えて七〇歳となつていた。

四代四郎兵衛が「遺書」を作成した経緯などについては次のように記録されている。³⁾

四郎兵衛病氣差発り種々手を尽し療用差加候得共次第第二重り、逆も全快無覚束候哉ニ而末期ニ至り密ニ家内之もの共まくら辺江呼寄、今生の暇乞ニも可相成、無抛義ニ有之間、跡々大切ニ相守可申委細遺状を以申残候ニ付、立会之上披見いたし、家内者勿論、親類共睦敷相続可致旨申残し、去ル卯年四月廿六日死去仕候ニ付、葬式相嘗忌中過去候上、立会之上、遺状開封披見いたし候別々の記録では「去ル卯年春中病氣差発り」とある。⁴⁾天保一四卯年の春から病床についた四代四郎兵衛は死期を悟り、「跡々大切ニ相守可申委細」を「遺書」（遺状）に認めて同年四月二六日に死去した。葬式と忌中（一七日間）⁵⁾があけた後、家族・親類立会いのうへ「遺書」を開封したことが記録されている。

乍去り又利足も取れ候方も有之候間、格別之儀も有之間敷候

是ハ仙台大福長取調凡如此

一、金八千五百余

是ハ去寅利足共差加へ是も則右同断

一、金三百両也

〔ヤ〕 是迄取立金追々かし付残り一式諸入金引残り

一、金百両也

〔ヤ〕 本家ニ相渡し置去寅暮取立米凡六百俵位

一、金二百両也

〔ヤ〕 三ヶ年ト粉凡千俵也

一、金二千貳百拾両也

一、田徳米凡千六百俵見込 少々過不足有之候
但し巻組毎ニ立附米取調年々通表上納米引おとし候得者三十何ヶ村田徳合都合相知れ可申候
凡ニ 惣改高

是も銘々讓方

2 「遺書」の全文と構成
史料1に「遺書」の全文を掲載した。⁶⁾また、その内容を整理するために表1を作成した。

〔史料1〕

遺書 卷通 一（包紙）

書置

一、此度大病ニ付、乍残念書置ヲ以銘々家命為相続、當時凡改有金并ニ田徳米共分散相讓候間、何れも高恩之程難有相心得可奉讓請、本家文家共向後者猶六間敷いたし家命相続可仕事

寛政十一年午年私シ御親父も被讓渡候ト田徳米三百五拾俵之内五拾俵利助ニ讓、残り三百俵此代金六百三拾七両貳分也、外ニ村々貸附金七百八拾七両壹分、外ニ色々差引有金共都合早九拾兩壹分也、右ヲ以相続いたし来り候

凡改ニ而

是ハ最上大福取調凡如此

一、金七千両位

最上貸附金也
是ハ山の辺出入之元金其外ニも善悪可有之候、

志げ乃

直藏

田徳米五百俵也

但し半左衛門組久藏ト共不残、其外北口組岩木組ミそのべ組不残、にし里四ヶ組不残、夫ニ而不足ニ候ハ、稲下し組浦山巻ヶ所半ト

一、金四千五百兩 徳米五百俵

宇右衛門

田徳米貳拾俵也

是ハ先年惣左衛門ニ縁付之節取調置

是ハ寺前田山共ニ田地ニ渡シ

但し藤兵衛組ニ而其外不足処相渡し可申候

田徳米拾俵也

是ハ四郎兵衛組ニ而成、手ちかき所

金五拾兩也

金三百六拾兩也

屋敷之儀者四郎兵衛組畝ト高ヲ附為持べし

一、金四百拾兩 米三拾俵也 田徳ニ而

山形直助

貸附金讓ル

則證文ニ而可渡候

金百兩也

讓金也

田徳米拾俵也

友蔵讓り

金百兩也

吉兵衛儀者格別忠孝ニ付讓

もとめ

讓金也

おなを

讓金也

金五兩也

金貳拾兩也

外者直蔵追々手当可致候

東村力

金貳拾兩也

讓金也

外ニ是迄仕払分勘定可致候

田徳米五俵也

伊勢講ニ上べし

御預り金也

四郎兵衛組之内ニ而

定林寺様

金五拾兩也

御預り金也

金六拾兩也

寺建立金見込

金三兩也

吉川 長左衛門

是ハ仁三郎殿むねあけ迄ノ入用御引受被成候ニ

金三兩也

天 忠次郎

付相始メ申候

金三兩也

利 助

金百拾兩也

金壹兩也

吉田 仁平治

吉兵衛

金壹兩也

野田 長右衛門

白岩 門四郎

金壹兩也

松はし 庄 助

右ノ金五千三百八兩也

金拾三兩也

田徳米五百四拾五俵也

孫子共

讓り米拾壹俵也

金壹兩宛讓り

外ニ金拾兩也 おこふ江讓り

宇右衛門内四人

本家五人

引残而金壹万八百貳拾兩也

取調過不足も可有之候

山形直助三人

田徳米千五拾五俵也

右同断 本家 喜 内

金拾貳兩也

分家之者共

右正直第一といたし前書之通り相讓候間、親類一同和合
專一ニいたし家命相統可致もの也
天保十四卯年四月十日
堀米四郎兵衛直筆 印

米貳俵也

米貳俵也

米貳俵也

米壹俵也

米壹俵也

米壹俵也

米壹俵也

米拾壹俵也

四郎治

十五郎

久蔵

才次郎

留蔵

庵衆

市太郎

かみすき

米拾壹俵也

万一右之者共高恩もわすれ私し讓物おいのすくないのと
もろの同様申もの等出来、又ハ凡乃取調過不足等之処申
立、我よくニ拘り候もの有之候ハ、天命不背利解可申
聞候、夫ニ而も何ヶかれ是申候もの有之候ハ、私しこ
んはくこことまにかんしやうちよ天めい山ニのほり
四平土ヲ引きさき候様其おもひ返しべし

小以

今田 弥兵衛殿

表1 四代堀米四郎兵衛「遺書」・財産相続整理表（天保14〔1843〕年）

寛政11（1799）末年御親父と被讓請候分			
田徳米	350俵		
内	50俵	利助ニ譲る	
残り	300俵		
此代金	637両2分*1		
村々貸附金	787両1分		
色々差引有金	303両		
都合	1090両1分		
※ 637両2分 + 1090両1分 = 1727両3分*6 相続いたし米り候			
天保14（1843）卯年凡改め			
最上貸附金	7000両位	最上大福帳取調凡如此	
仙台表貸附金	8500両余	仙台大福帳取調凡如此	
㊦貸附残り	300両		
㊧本家ニ相渡し置	100両		
㊨去寅暮取立米凡600俵程	110両		
㊩3ヶ年分初凡1000俵	200両		
ノ	16210両		
田徳米	1600俵*2	見込 但し1組毎ニ立附米取調年々通上納米引おとし候得者三十何ヶ村田徳合都合相知可申候	
※ 3024両96 + 16210両 = 19234両96 *6 凡ニ惣改高ノ			
是と銘々讓方			
志け乃・直蔵*3	田徳米 500俵	但し半左衛門組久蔵分共不残、其外北口組岩木組みそのべ組不残、西里4ヶ組不残、夫ニ而不足ニ候ハ、稻下し組浦山1ヶ所半分	
	正金渡 4500両		
宇右衛門 <small>(9)</small>	田徳米 20俵	是ハ先年惣左衛門ニ縁付之節取調置、寺前田山共ニ田地ニ渡シ、但し藤兵衛組ニ而其外不足処相渡候	
	田徳米 10表	藤内ニ讓候、是ハ四郎兵衛組ニ而成手ちかき所およしニ讓金	
	金 50両	預り金元利	
	金 360両	屋敷之儀者四郎兵衛組畝ト高ヲ附為持べし	
山形 直助	金 30両	貸附金讓ル 則証文ニ而可渡候	
もとめ	金 50両	讓金	
東村力	金 20両	讓金 外ニ是迄仕払方勘定可致候	
定林寺様	金 50両	御預り金	
	金 60両	寺建立金	
吉兵衛	金 100両	讓金	
	田徳米 10俵	友蔵讓り	
	金 100両	吉兵衛儀者格別忠孝ニ付讓り	
おなを	金 20両	讓金 外者直蔵追々手当可致候	
伊勢講ニ上べし	田徳米 5俵	四郎兵衛組之内ニ而此節70貫文かし引替可被成候	

吉川 長左衛門	金	3両	
天童 忠次郎	金	3両	
利 助	金	3両	
吉田 仁平次	金	1両	
野田 長右衛門	金	1両	
白岩 門四郎	金	1両	
松橋 庄 助	金	1両	
	ノ 金	13両	
孫子共（金1両宛讓り）			
宇右衛門内4人	金	4両	
本家 5人	金	5両	
山形 直助 3人	金	3両	
	ノ 金	12両	
分家之者共			
四郎治	米	2俵	
十五郎	米	2俵	
久蔵	米	2俵	
才次郎	米	1俵	
留蔵	米	1俵	
庵衆	米	1俵	
市太郎	米	1俵	
かみすき	米	1俵	
	ノ 米	11俵	
小以	金	5308両*4	
	田徳米	545俵	
	讓り米	11俵	
	外ニ 金	11両	おこふ江讓り
引残而	金	10820両*5	取調過不足も可有之候
	田徳米	1055俵	右同断
	外ニ四郎兵衛名跡		本家 喜内

典拠）堀米四郎兵衛家文書・天保十四年四月「遺書書置」四代四郎兵衛
 補注）*1 寛政11（1799）年の5ヶ所米平均値段は米1石=0.562両である。これにより300俵（1俵=4斗入）の代金額を計算すると、67.44両に相当する。したがって、この田徳米の代金計算は1年分の田徳米×米代金相場をおこない、単に1年分の土地（自作地・小作地）からの利潤を計算したものではないことがわかる。67.44両×9.453=637.5両となり、1年分の耕地からの利潤を約9.5倍している。当時、村山郡では1年分の立附米ないし作徳米の10倍前後の額をその土地の価額（地価）とするという慣行があり、これにならったとも考えられる。そうであるとすれば、ここでの価額表示は堀米家の寛政11年時点での所有土地全体の価額を算出したものととらえることができる。
 *2 天保14（1843）年の5ヶ所米平均値段は米1石=0.49両である。これにより1600俵（1俵=4斗入）の代金額を計算すると、313.6両に相当する。この文書にある1000俵=200両（1俵=0.2両）という換算値で計算すると、320両に相当する。ここでは、寛政11年の時点でのようには田徳米=利潤を生み出した所有土地全体の価額計算がなされていないが、*1の計算例にならって算出すれば、320両×9.453=3024.96両となる。
 *3 阿部権内家より入婿。
 *4 実際に計算すると、5365両。57両少なく見積られている。実際に計算すると、差引残は10891両。
 *5 原文書では20（「貳拾」）の数字の上に白紙が貼られてある。実際に計算すると、差引残は10845両となる（いずれも、おこふへの讓金11両も差引いた額）。実際には、讓り米11俵分の代金も差し引かれるはずである。
 *6 四代四郎兵衛が寛政11年に遺産を譲り受けた時点と天保14年に遺産を譲渡する時点との財産規模を※の各試算をもとに比較すると、所有土地価額は3024.96+637.5=4.7倍、貸附金+有金合計金額は16210+1090.25=14.87倍、遺産総額は19234.96+1727.75=11.13倍、となる。

阿部 権 内殿
斎藤 吉兵衛殿

私死後も是迄通り忠孝頼入申候

以上が「遺書」の全文である。「遺書」の構成について考察しよう。内容を検討すると「遺書」はつぎの四つの部分からなる。

「I」家命相続のため財産分与をすることを宣言した前文

「II」資産を取り調べ書き上げた前半部分

「III」本家・分家その他への財産分与を記した後半部分

「IV」財産分与をめぐる紛争を戒め近隣豪農などに後見を頼んだ後文

以下、構成にしたがいながら、「遺書」の内容について逐次考察しよう。

3 堀米家資産の概要と経営

「I」では、財産分与が家命相続のためにおこなわれること、以後も本家・分家は睦まじくし家命相続を果たすべきこと、が述べられている。家命相続を最重要視する四代四郎兵衛の家意識が窺われる。

「II」では、まず寛政一一年（一七九九）頃に四代四郎

で算出されていることが判明する。「代金」の意味は、1年分の立附米ないし作徳米の一〇倍前後の額をその土地の価額とするという村山郡の慣法^③にならって堀米家の所持土地の資産評価額（所有土地価額）を算出したものと考えられることができる。財産分与の前提となる資産の計算法として相応しいものである。

つぎに「凡改二而」からの部分で、天保一四年現在の同家資産の書き上げをおこなっている。「最上大福（帳）」とは羽州村山郡地域に対する貸付帳簿（実際の帳名は「大福帳」「萬書出覚帳」など）のことで、四代四郎兵衛は帳面取調べの結果、最上貸付金は凡七〇〇〇両と見積っている。見積の根拠として、奥州白河藩飛地領（山辺領）の豪農らへの貸付（当時焦げ付いたため訴訟出入となっていた）をはじめ不良債権化したものもあり、また一方では利足が確実に取れるものもあり、全体として七〇〇〇両は回収できる、とする見通しが述べられている。「仙台大福帳」とは仙台城下町のほか中新田・石巻・岩出山など仙台藩領地域に対する貸付帳簿（実際の帳名は「仙台表控帳」「仙台表貸附金取調帳」など）のことで、帳面取調べの結果、仙台表貸付金は凡八五〇〇両と見積っている。この見積も最上貸付と同様に債権回収の善悪を見込んだものであることが示唆されている。つぎの三〇〇両は、「遺書」を書いてい

兵衛が家督を引き継いだ際、三代（親父）から譲渡された資産の概要が記されている。分家や利助家へ田徳米五〇俵を分割した残りの①田徳米三〇〇俵「代金」六三七両二分と②村々貸付金・色々差引有金一〇九〇両一分がその内容であり、表1に整理したようにその合計は一七二七両三分となる。

ここで注意すべきは①の田徳米および「代金」の意味である。史料1の「一、田徳米凡千六百俵見込」の傍書きの箇所に田徳米俵数の計算法が記されている。村組毎に堀米家の所持地の田畑立附米高を（各組の小作立附帳面をもとに）調べ、そこから「通表」（各村名主・庄屋が堀米家へ渡す年貢米受取である通帳）に記載されている上納米高を引いて田徳米を計算することができるとしている。これを参考に計算法を数式にすると

立附米—上登米（市廻米）—田畑米

となる。つまり、田徳米とは小作人から地主に収納される立附米（村山郡の場合、ほぼ契約小作料に等しい）から当該小作地に賦課された年貢米を引いた残りである地主作徳米であることが明確である。^④

つぎに「代金」の意味である。表1の補注*1に述べたように、「遺書」における田徳米の代金計算は

田徳米×田畑の米価額×9.5

の時点では四代四郎兵衛は既に三女しげのを連れて隠居し、しげのに婿養子直藏（上工藤小路村沢畑の豪農阿部権内家の三男^⑤）を迎えて隠居別家^⑥を自己の敷地内に創設していたが、この隠居別家後に四代四郎兵衛がおこなった貸付金・取立金の合計と推察される。つぎの一〇〇両は、本家を継がせる喜内（田井村の豪農今田弥兵衛家の子息。四代四郎兵衛の総領娘もよの婿養子、五代四郎兵衛となる）に予め渡していたものである。つづいて、天保一三年暮に取り立てた小作米で備蓄されている六〇〇俵、および最近三ヶ年の備蓄初一〇〇俵、の各々当時米相場による換金額の試算が書かれている。天保一四年当時、本家の蔵に貯蔵されていた米俵量が莫大な規模であったことが知られる。これら貸付金・有金・備蓄米穀代金の合計が一六二一〇両と書き上げられている。

そして、天保一四年段階の田徳米は合計一六〇〇俵と見積られている。この計算法は先述したが、傍書きに「三十何ヶ村田徳都合」とあることから、天保一四年当時の堀米家の所持地が三〇数ヶ所の村組にわたって存在していたことが判明する。

「凡ニ惣改高」の箇所には、書かれるべき天保一四年段階の同家資産の総計が結局記載されないうまま空白となっているが、寛政一一年段階の同家資産の計算法に習って試

算するならば、表1のようになる。その際に田徳米一六〇〇俵の「代金」(所持土地の資産評価額)を補注*2に記したように計算すると三〇二四両余となる。これにさきの一六二一〇両を足した一九三三四両余が天保一四年段階の同家資産の総計となる。

四代四郎兵衛は(a)地主経営の基盤である所持土地の資産評価額(所有土地価額)、(b)金融活動などの結果である貸付債権額・有金額・その他、をそれぞれ算出し、同家の総資産を把握する方法を採用していたことがあきらかである。

四代四郎兵衛が「遺書」の「II」で、家督を継いだ寛政一一年段階および死期を迎えた天保一四年段階の両時期の同家資産の総計を示してくれたことにより、四代四郎兵衛の家督期(寛政末〜天保末)における同家資産の変化が把握できる。表1の補注*6にまとめたように、①所有土地価額は四・七倍、②貸附金・有金合計金額は一四・八七倍、③資産総額は一一・一三倍となる。①にみる地主経営の拡大も注目される規模だが、特記すべきは②の金融活動の急速な拡大である。四代四郎兵衛の経営活動の特徴として金融活動・地主経営の展開を指摘することができる。③にみるように同家資産は一代にして一〇倍以上となり、四代四郎兵衛の生涯を通じた堀米家経営の飛躍的發展が「遺書」

より把握できる。

②の貸付金の規模について、実際に堀米四郎兵衛家文書に保管されている貸付帳簿類を分析すると表2・表3が得られる。表2は堀米家の最上貸付(村山郡地域に対する貸付)の実態を「大福帳」「萬書出覚帳」より把握したものである。貸付地域別・年代別に累積貸付元金額あるいは新規貸付元金額を示したものである。堀米家の場合、郡中の各地に堀米家資金の貸付を取り次いでくれる口入人(多くは中小豪農商・上層農、堀米家の小作支配人・紅花集荷人とも重複する)が存在し、そのネットワークを駆使して同家は大規模な金融活動を展開した。同家は表2の貸付地域欄に示した地域区分により帳面付をおこない貸付管理をおこなった。地元の地域に対する貸付も決して少なくないが、とくに堀米家からみて【最上川向村々】・【寒河江川南村々】に位置する地域に同家の金融活動の比重がおかれていたことが特徴として判明する。貸付元金総額(累積貸付元金残+新規貸付元金)の変化について考察すると、文政一〇年(一八二七)段階では六一八四両余(文政九年迄の累積貸付元金残+文政一〇年の新規貸付元金)、天保五年(一八三四)段階では七三六一両余(天保四年迄の累積貸付元金残+天保五年の新規貸付元金)、天保一三年(一八四二)段階では七三六八両余(天保一二年迄の累積貸付元金残+

表2 文政〜天保期における堀米四郎兵衛家の貸付動向(総計表)

年代	文政9年迄の累積貸付元金残		文政10年の新規貸付元金		文政11年の新規貸付元金		文政12年の新規貸付元金		天保4年迄の累積貸付元金残		天保5年の新規貸付元金		天保12年迄の累積貸付元金残		天保13年の新規貸付元金	
	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%
【最上川向村々】 町場・羽州街道沿い 村々	907.1	22.5	1500	69.5	2262	66.1	2230	70.1	2978	49.2	447	34.1	4165.3	64.8	650	69.3
【寒河江川南村々】 町場	180	4.5	786	36.4	1280	37.4	1320	41.5	1600	26.4	367	28.0	2381.3	37.0	295	31.5
村々	727.1	18.0	714	33.1	982	28.7	910	28.6	1378	22.8	80	6.1	1784	27.8	355	37.8
【川西村々】	137.2	3.4	92.3	4.3	73.2	2.1	118	3.7	396.3	6.6	311.2	23.8	294.3	4.6	240	25.6
【湯野沢村】	162	4.0	2.2	0.1	2.2	0.1	0	—	67.2	1.1	0	—	53.2	0.8	0	—
【大久保村】	93	2.3	100	4.6	30	0.9	37.2	1.2	53.2	0.9	0	—	153	2.4	20	2.1
【大原村】	54	1.3	0	—	4	0.1	0	—	20.2	0.3	4	0.3	17	0.3	0	—
【岩木村】	20.3	0.5	23	1.1	0	—	0	—	41	0.7	23.1	1.8	32.1	0.5	0	—
【新吉田・荒小家・船頭】	59.3	1.5	25.2	1.2	29.2	0.9	34.2	1.1	53	0.9	15	1.1	49	0.8	0	—
【吉田村】	235	5.8	65	3.0	60	1.8	65	2.0	62.3	1.0	74.2	5.7	32.1	0.5	0	—
【谷地村々】	829.1	20.6	187.3	8.7	140	4.1	105	3.3	327.3	5.4	16	1.2	48.2	0.8	0	—
【沢畑・根岸・彌勒寺】	68.1	1.7	68	3.2	28.2	0.8	73.2	2.3	69.2	1.1	117	8.9	59.3	0.9	0	—
【西里村】	79	2.0	11	0.5	0	—	0	—	0	—	95	7.3	65	1.0	1.3	0.2
【手形なし・無証文書】	47.2	1.2	35.1	1.6	50	1.5	143	4.5	143.3	2.4	5.3	0.4	19.3	0.3	0.3	0.1
総合計	4028	100.0	2156.3	100.0	3420	100.0	3181.2	100.0	6052.3	100.0	1309	100.0	6431	100.0	937.2	100.0

典拠) 文政10年亥「大福帳」、天保5年午「萬書出覚帳」、天保13年寅「萬書出覚帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

表3 天保期における堀米四郎兵衛家の仙台表貸付の動向

天保12年丑(1841) 8月	仙台城下大町四丁目	三好源八	300両	諸品仕入代金=差詰り難波仕候=付 金700両 利月1分 寅8月限 親類請人・借用人仲間一同弁金 口入人 仙台城下二日町涌井屋新兵衛
	〃 二日町	石川善七	200両	
	〃 〃	伊藤伝三郎	100両	
	〃 〃	嵯峨屋順作	100両	
天保12年丑(1841) 9月	仙台城下	錦織伊兵衛	1000両	銘々諸色仕入商代金借用 金4500両 利月1分 500両宛寅年よりヶ々年済 利足共添え 口入人 仙台城下二日町涌井屋新兵衛 御為替組十人衆 御国産生糸紅花問屋 追々当国元(仙台藩) 正金銀払底=付→弘 化2年元利5920両の半金を献金扱い
	〃 河原町	澤口安左衛門	750両	
	〃 河原町	佐藤嘉右衛門	750両	
	〃 大町一丁目	横山清七	500両	
	〃 国分町	小谷新右衛門	500両	
	〃 二日町	錦織勘右衛門	500両	
	〃 国分町	岩井作兵衛	500両	
天保12年丑(1841) 9月	中新田町	鈴木丈吉	250両	利月1分 丈吉代長太郎 国産方下役
	〃	竹中幸之助	250両	
天保12年丑(1841) 9月	中新田町	田中新八郎	300両	
	〃	渋谷源助	150両	
	〃	青砥万五郎	150両	
天保12年丑(1841)11月	中新田西町	浅野屋喜八	200両	利月1分 諸商物仕入代金不足=付
天保13年寅(1842) 3月	岩出山町	笠原嘉兵衛	200両	
	〃	阿部幸八	100両	〃
天保13年寅(1842) 3月	宮崎町	鈴木長右衛門	2両	利月1分
天保13年寅(1842) 4月	仙台城下大町三丁目	相沢太右衛門	100両	
	〃 北目町	相原屋太兵衛	100両	
天保13年寅(1842) 5月	中新田高城村	浅野長左衛門	100両	御年貢上納金并諸色商仕入代金不足=付
天保13年寅(1842) 5月	中新田高城村	浅野長左衛門	20両	
天保13年寅(1842) 7月	仙台城下	伊藤惣吉	50両	
	〃	嵯峨屋喜惣次	50両	
天保13年寅(1842) 7月	前谷地	斎藤屋久三郎	300両	商用金用達=付
	石巻裏町	恵比寿屋吉兵衛	100両	
	〃裏町	近江屋喜兵衛	35両	

典拠) 天保13年寅「仙台表控帳」(堀米四郎兵衛家文書)。各年の借金証文にて補足。

天保一三年の新規貸付(元金)と伸長しており、堀米家の金融活動の展開過程が把握できる。天保一三年段階の貸付元金総額七三六八両余は天保一四年四月の「遺書」(史料1)の最上貸付「金七千両位」とほぼ合致し、「遺書」の見積の裏付けがとれる。

また、表3は堀米家の仙台表貸付の実態を天保一三年「仙台表控帳」より把握したものである。天保八年(一八三七)仙台藩の藩札(領内通用両替所預り手形)発行による幕府正貨の藩庫への吸い上げにより仙台藩領内における幕府正貨の流通量が不足したなどの原因により、仙台藩領の城下町・在町・豪農商層が近隣村山郡の豪農商へ幕府正貨の貸与を申し入れてきた動向があった。堀米家は村山郡における金融活動や地主経営により蓄積した資本を前提に天保一二年八月より一斉に仙台藩領に対する貸付活動を開始した。対象は表3にみられるごとく、仙台城下の御為替組など大商人、村山郡からは軽井沢越・田代西峠越ルートに近い中新田町・宮崎町・岩出山城下の商人、および遠く石巻湊や前谷地の商人・地主に及んでいる。現在までに表3に把握できた仙台貸付金の合計は七七五七両となり、「遺書」の仙台表貸付「金八千五百(両)余」という巨額な数値が虚偽ではなくはば裏付けられるものであることが指摘できる。天保末年の堀米家経営は仙台藩領への新規金

融市場開拓に力を入れていたことが把握でき、老齢の四郎兵衛が最後の大きな経営展開をはかっていたことが判明する。

表2・表3から「遺書」に示された数値がほぼ正確なものであることが推察できる。堀米家は天保一四年段階で最上貸付・仙台貸付あわせて一五〇〇両以上の貸付規模の金融活動をおこなっていたことが論証できる。同家の大規模豪農としての経営基盤の広域性とともに巨大な利貸資本としての経営的性格が特徴として指摘できる。¹⁵⁾

(未完)

注

(1) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成―全国市場との関係をふまえて―」(二〇〇一年度歴史学研究会大会近世史部会報告、『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年一〇月増刊)で堀米家の経営実態と地域編成の構造に関する報告をおこなった。同「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向―『萬指引帳』の基礎的考察―」(西村山地域史研究会十五周年記念論集『西村山の歴史と文化Ⅲ』西村山地域史研究会、一九九六年一月)で堀米家の紅花出荷に関する基礎的考察をおこなった。なお、後者の論文でこれまでの堀米家研究の参考文献を紹介している。参照されたい。

(2) 天保一三寅年に四代四郎兵衛が提出した名主退役願に「当寅六十九才」とあることから逆算した推測である(河北町立中央図書館蔵堀米四郎兵衛家文書B1-17)。

(3) 堀米四郎兵衛家文書B1-34(堀米家召仕「手代」の斎藤吉兵衛・分家堀米直蔵による分家卯右衛門「養仙」に対する訴状)。

(4) 堀米四郎兵衛家文書B7-3。

(5) 堀米四郎兵衛家文書B1-34。

(6) 堀米四郎兵衛家文書N3-131。なお、N3-138に「譲り金凡」と題する下書がある(内容は一致)。

(7) 堀米利助氏によれば、令利助家の初代利助は二代四郎兵衛の第二子(三代四郎兵衛の次弟)である(二〇〇一年一月九日聞き取り調査)。

(8) 立附米の概念については論争があるが、堀米家の場合、立附米 \parallel 年貢米+地主作徳米、として用いていることは明白である。

(9) 明治五年「山形縣伺大意」「右指令」「明治初年地租改正基礎資料」上巻、有斐閣、一九五三年九月、一二四〜一二六頁。立附米高は貢租を含むため立附米の一〇倍により地価を求め算出法は貢租の多寡の影響を免れないため、「田地の実益ニ随ひ精細」を極め土地価額を定める法としては誤差を含み厳密なものではない。「右指令」で指示された「立付米之内

貢租ヲ除キ全ノ作徳米ヲ標準トシ代価ヲ仕出」する算出法の方が実収益から土地価額を算出する法としては厳密である。「遺書」より、堀米家は後者の算出法を採用していたことがあきらかである。

(10) 篠田秀男編著『父の追憶』(自家出版・篠田病院発行、一九五〇年一月)。堀米正一氏のご教示による。篠田昭男氏より借覧の便宜を与えていただいた。記して謝意を表する。

(11) 四代四郎兵衛の隠居別家の正確な年月は現段階では不明である。

(12) 今田弥兵衛家の経営については、岩田浩太郎「豪農と地域」「紅花と商業取り引き」「全国商業と地域」(横山昭男編『街道の日本史II 最上川と羽州浜街道』吉川弘文館、二〇〇一年六月)を参照されたい。

(13) 「遺書」では(a)の計算が天保一四年の箇所ではおこなわれていない。これは田徳米高の調査までで財産分与が可能であったためそれ以上の土地資産評価の計算まで実際にはする必要がなかったことによると思われる。しかし、「凡ニ惣改高 \nearrow 」が記載されていることは、(a)の計算法により所有土地価額を算出した後に、(a)+(b) \parallel 「凡ニ惣改高 \nearrow 」(総資産)の計算をおこなう予定であったことが推察される。なお、一般の店御勘定で通常おこなわれる有金銀銭・在庫商品・売掛・貸金などの計算のうち、在庫商品の価額計算が四郎兵衛の

「遺書」ではおこなわれていない。これは、堀米家が「のこぎり商い」を本格的に展開しておらず経営における商業部門の比重が小さいため、在庫商品の価額が総資産の計算に載せるほど存在していないことによると推察している。

(14) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成」(前掲注(1)論文)に堀米家の金融活動の論理について分析した。

(15) 堀米庸三氏は「我が家のこと」(『中央公論』昭和五〇年一月特大号(第一〇六四号)、一九七五年二月)で、四代目の時代に「この地方有数の名望家」となり、「非常に数多く見出されるのは山形方面のみならず、仙台や石巻方面に及ぶ金融業関係文書である。地主としても小さくはなかったが、それ以上に我が家の威望を高めたのは、金融業であった」と簡潔に指摘していた。その実態が「遺書」および表2・表3から把握できる。

(後記) 本稿は二〇〇一年三月二十五日に西村山地域史研究会第一九回談話会(於寒河江市立図書館視聴覚室)でおこなった講演「豪農堀米家の経営と相続」の一部を原稿にしたものである(次号と分載)。また、当日の報告内容の一部は「豪農経営と地域編成」全国市場との関係をふまえて「『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年一〇月増刊)にも発表した。参照いただければ幸いである。